

札幌文化芸術未来会議設置要綱

(設置)

第1条 札幌市文化芸術基本条例(平成19年条例第12号)第10条の規定に基づき、市民、芸術家、文化芸術活動団体などと自由かつ率直に、札幌の文化芸術のあり方について意見交換を行うため、札幌文化芸術未来会議(以下「未来会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 未来会議は15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市民、芸術家、学識経験者などの中から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から委嘱日の属する年度の翌年度の末日までの間とする。
ただし、再任を妨げない。

2 市長が必要と認める時は、委員の任期を延長することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 未来会議には委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

5 ただし、会議内容等により、委員長及び副委員長を置かないことも可能とする。

(会議)

第5条 未来会議は、必要のつど、市長が招集する。

2 未来会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(謝礼)

第6条 委員には、会議1回の出席につき、謝礼として12,500円を支給する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民文化局文化部文化振興課で行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 ただし、委員長を置かない場合、会議の運営に関し必要な事項は、市民文化局文化部長が定める。

附則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。